

1 委託業務名

三重県情報ネットワーク基本計画策定業務委託

2 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県本庁舎内 他

4 本委託業務の目的

現行の三重県情報ネットワーク（以下、「現行ネットワーク」と言う。）は、庁内情報ネットワークである三重県行政 WAN や全国の自治体、国を接続する LGWAN、県内市町との共同運用である自治体情報セキュリティクラウドなど、本県のみならず県内市町の業務を根幹から支える重要な基盤となっている。

令和2年度に構築した現行ネットワークは、令和7年12月に保守期限を迎える予定（一部を除き令和8年12月31日まで保守延長）であることから、次期三重県情報ネットワーク（以下、「次期ネットワーク」と言う。）の構築に向けた準備を早急に進める必要がある。

なお、三重県では現行ネットワークの導入以降、社会情勢の変化を踏まえ、ネットワーク構成の変更（ α モデル \rightarrow β モデル）や、コミュニケーションツールの外部クラウドサービス化及びゼロトラスト型のセキュリティ対策の追加（DX推進基盤の導入）を行ったため、次期ネットワークについては、現行ネットワークの機器更新を第一とするが、これらの変更についても踏まえたうえで、ネットワーク全体の最適化、費用対効果や信頼性・可用性のさらなる向上を目指すとともに、今後、想定される環境の変化等に対応するため、最新の通信技術、セキュリティ対策を取り入れたネットワークの構築を目指す必要がある。

そこで、本委託業務は、専門的な見地からの十分な検証・分析等を行い、次期ネットワークの全体像や必要とする機能の概要を明確にした基本計画を策定するとともに、策定した基本計画に沿った次期ネットワークにかかる調達仕様書等の作成を目的として実施するものである。

5 納品物件と提出期限

- (1) 業務計画書【令和6年4月26日】
- (2) 費用積算(0版)【令和6年5月31日】
- (3) 費用積算(1版)【令和6年7月26日】
- (4) 基本計画書(1版)【令和6年9月27日】
- (5) 調達仕様書(1版)【令和6年11月22日】
- (6) 調達仕様書(最終版)、費用積算(最終版)【令和6年12月27日】
- (7) 基本計画書(最終版)【令和7年1月31日】

これらについては、紙媒体1部、電子媒体(CD-ROMまたは、DVD-ROM)1部を納品すること。

なお、本県が想定する本委託業務のスケジュールは、別紙1-1「三重県情報ネットワーク基本計画策定業務委託 想定スケジュール」を参照すること。

6 本委託業務の概要

(1) 業務計画書の作成

契約締結後、速やかに、本委託業務における業務計画書として、業務スケジュール、業務遂行体制・業務従事者名簿、コミュニケーションルール、活動計画等を取りまとめたうえで、本県の承認を得たうえで、提出すること。

(2) 現行ネットワークの調査・分析と課題抽出

現行ネットワークにおける各種ドキュメント(詳細設計書や運用報告書等)の確認、及び、本県担当者等へのヒアリング等により、現行ネットワークの調査・分析を行い、潜在的な課題を抽出すること。

なお、本県が認識している現行ネットワークに関する課題について別紙2「現行ネットワークにおける課題認識と優先度」にまとめているため、調査・分析の際はその内容について十分配慮して進めること。

現行ネットワークの概要については、別紙3「現行ネットワークにおける論理ネットワーク概要図」、別紙4-1「現行ネットワークにおける主な構成要素」、別紙4-2「現行ネットワークにおけるネットワーク機器一覧」、別紙4-3「現行ネットワークに対する主な関連契約」、別紙4-4「三重県自治体情報セキュリティクラウドにおける機能、及び、構成概要図」を参照することとし、調査・分析対象には現行ネットワークにおける主な契約だけでなく、別紙4-3「現行ネットワークに対する主な関連契約」に示す関連契約も含めること。

(3) 費用積算(0版)の作成

「(2) 現行ネットワークの調査・分析と課題抽出」で整理した現行ネットワークにおける課題等を踏まえたうえで、本県における予算調整にかかる用途で利用するための費用積算(0版)を作成し、本県の承認を得たうえで、提出すること。

なお、費用積算（0版）の作成にあたっては、準備のための作業期間を確保することが困難であることから、複数者ではなく1者からの見積も可とする他、その時点における想定費用による見積も可とする。

（4）解決方針の検討

「（2）現行ネットワークの調査・分析と課題抽出」で抽出した課題について、優先順位付けを行い、優先順位が高く、かつ、次期ネットワーク構築時に一括して対応を行うことが望ましい課題については解決方針の検討を行うこと。

（5）RFIの実施

「（2）現行ネットワークの調査・分析と課題抽出」で抽出した課題について、情報提供依頼（RFI）用のRFI仕様書を作成したうえで、RFIを実施し、情報収集を行うこと。

RFI仕様書の作成は、「（4）解決方針の検討」の検討と並行して進めることとし、可能な限り、「（4）解決方針の検討」でまとめた現行ネットワークにおける課題と解決方針について、有益な情報が提供されるよう、情報提供を行う事業者向けにわかりやすい記載とすること。

なお、RFI自体は、本県が実施するが、提供された各種情報に対する意見のとりまとめや分析の他、回答があった事業者へのヒアリングなどは受託事業者が対応すること。

（6）費用積算（1版）の作成

「（2）現行ネットワークの調査・分析と課題抽出」及び「（4）解決方針の検討」で整理した現行ネットワークにおける課題と解決方針、及び、「（5）RFIの実施」により収集した各種情報を踏まえて、費用積算（1版）を作成し、本県の承認を得たうえで、提出すること。

なお、費用積算（1版）については、RFI等の結果を踏まえて、原則として、複数者からの見積に基づき作成すること。

（7）新要件の整理・実現方法の検討

「（4）解決方針の検討」でまとめた現行ネットワークにおける課題と解決方針について、「（5）RFIの実施」による結果を踏まえて、他自治体、企業等における事例等調査や県、及び、市町担当者へのヒアリング等を通じて要件整理、及び、実現方法等について検討を行うこと。

また、次期ネットワークとして発注仕様を含めるべき詳細要件を整理するとともに、本県の身の丈にあった実現方法について検討を行うこと。

さらに、次期ネットワークの要件としないものの、将来的に取り組むべき要件についても、数年先のあるべき姿を想定し、中長期的に県が取り組むべき時期や内容等について検討を行うこと。

(8) 基本計画書（1版）の策定

「(7) 新要件の整理・実現方法の検討」における検討結果を踏まえて基本計画書（1版）として取りまとめ、本県の承認を得たうえで提出すること。

基本計画書は、本県における次期ネットワークを含む各種調達等におけるグラウンドデザインとして活用する予定のため、中長期的な視点に立ってとりまとめを行うこと。

(9) 予算要求前審査対応

本県では、情報関連予算について、効率的な調達等を行うため、予算要求前審査を実施している。また、次期ネットワークにかかる予算要求として、「(6) 費用積算（1版）の作成」で作成した費用積算を元に予算要求を行うこととなり、その内容にて受審することになるため、当該審査における質疑対応等の他、追加資料の作成等について支援を行うこと。

(10) 調達仕様書（1版）の作成

「(8) 基本計画書（1版）の作成」で取りまとめた基本計画書（1版）から、調達仕様書（1版）を作成すること。なお、調達仕様書の作成に当たっては、「(6) 費用積算（1版）の作成」で作成した費用内での調達が可能な要件となるよう留意すること。

調達仕様書（1版）の作成に当たっては、契約単位や各章で分割したうえで、本県に対して、適宜、レビューを行いながら計画的に作業を進めること。特に、次期ネットワークにおける新たな要件については、調整等に時間がかかると想定されるため、留意すること。

さらに、RFCを行うための準備として、総合評価一般競争入札による調達を前提として、仕様書だけでなく、評価基準、提案書記入要領等についても作成すること。

(11) RFCの実施

「(10) 調達仕様書（1版）の作成」で作成した次期ネットワークにおける調達仕様書（1版）、及び、調達に必要となる各種資料（評価基準、提案書記入要領等）を元に調達にかかる実現可能性を確認するための意見招請（RFC）を行うこと。

なお、RFC自体は、本県が実施するが、寄せられた各種意見のとりまとめや回答があった事業者への詳細確認、回答案の作成、仕様書等への反映等については受託事業者が対応すること。

(12) 調達仕様書（最終版）、費用積算（最終版）の作成

RFCの結果に基づき、調達仕様書（最終版）とその費用積算（最終版）を作成すること。

(13) 基本計画書（最終版）の策定

基本計画書（最終版）をとりまとめ、本県の承認を得たうえで提出すること。

7 本県の役割

- (1) 基本的な方針の提示
- (2) 成果物の内容確認・承認
- (3) 県関係者間の調整
- (4) RFI 及び RFC の実施

※ 三重県では、情報システム調達の支援や評価の導入など、IT投資に係るPDCAサイクルの確立に向けた取り組みに対して、デジタル投資・セキュリティ管理支援業務として、外部専門家による支援を受けている。

※ 本県の役割としてデジタル投資・セキュリティ管理支援業務受託事業による対応を含む。

8 その他注意事項

- (1) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (2) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (3) 本委託業務を行う際、現行ネットワークに対して影響がある場合は、本県業務に影響を与えない時間帯での作業を前提とし、事前に本県の承認を得ること。
- (4) 本委託業務にかかるスケジュールについては、業務計画書提出時に併せて提出することとし本県の承認を得たうえで提出すること。
- (5) 打ち合わせの内容については、速やかに（3営業日程度）議事録を作成し、提出すること。
- (6) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (7) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (8) 本委託業務の受託事業者及び関連事業者は、令和7年度以降に実施を想定している次期ネットワークの設計・構築・保守業務、回線・データセンターの使用等、全ての受託事業者（再委託先を含む）になることはできないものとする。なお「関連事業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。

- (9) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (10) 受託事業者が(9)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。